

事例項目	印鑑登録証明事務における印影の登録誤りについて	
事例発生日等	令和3（2021）年2月2日（火）	
担当課	市民文化部 市民課	
事例概要	発生までの経過	①令和2（2020）年11月16日（月）に登録手続きを行ったA氏の印鑑登録1件について、同日に申請があった別人B氏の実印の印影情報を市職員が誤ってデータ登録した。 ②その後、令和2（2020）年12月10日（木）にA氏がコンビニ交付サービスを利用し、誤った内容の印鑑登録証明書を1件交付したものの。
	当時の対応	①令和3（2021）年2月2日（火）に市職員が誤登録の対象者となったA氏の自宅を訪問し、事例説明とお詫びを申し上げ、ご理解いただいた。 ②令和3（2021）年2月3日（水）に市職員が印影情報漏えいの対象者となったB氏の自宅を訪問し、事情説明とお詫びを申し上げ、ご理解いただいた。 ③令和3（2021）年2月5日（金）に市職員がA氏の正しい印鑑登録証明書を交付するとともに、誤交付となった印鑑登録証明書を回収した。
発生原因	システム登録時にA氏の印鑑登録原票に押印した実印の印影をスキャナーで読み取ったところ、イメージデータが不鮮明であったため、再度読み取る際に、職員が誤ってB氏の印影を使用し、その後の他の職員による点検でも見落としのまま登録したため。	
再発防止対策	登録時の点検を強化するとともに、事務処理手順を見直すなど、再発防止を徹底する。	
その他		
添付資料	【資料(2)-90-1】・・・報道提供資料	